

議第 57 号

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う  
下呂市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例に  
ついて

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う下呂市固定資産税の特例  
に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 4 年 6 月 3 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

租税特別措置法、租税特別措置法施行令の改正に伴い、当該条例の一部を改正するもの。

。

## 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う下呂市 固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う下呂市固定資産税の特例に関する条例（令和3年下呂市条例第29号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（特例措置）</p> <p>第2条 市長は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）<u>第12条第4項の表の第1号又は第45条第3項の表の第1号</u>の規定の適用を受ける製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備であって、取得価額の合計額が次の各号に掲げる事業の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額以上のもの（以下「対象設備」という。）の取得等（法第23条に規定する取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）<u>第28条の9第10項第1号</u>に規定する資本金の額等（第1号において「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。）をいう。以下同じ。）をした者に対し、対象設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（法第2条第2項の規定による公示の日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対する固定資産税の課税を免除するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">（特例措置）</p> <p>第2条 市長は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）<u>第12条第3項の表の第1号又は第45条第2項の表の第1号</u>の規定の適用を受ける製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備であって、取得価額の合計額が次の各号に掲げる事業の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額以上のもの（以下「対象設備」という。）の取得等（法第23条に規定する取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）<u>第28条の9第10項</u>に規定する資本金の額等（第1号において「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。）をいう。以下同じ。）をした者に対し、対象設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（法第2条第2項の規定による公示の日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対する固定資産税の課税を免除するものとする。</p>

改正後	改正前
(1)・(2) (略) 2 (略)	(1)・(2) (略) 2 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 【参考資料】

# 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う下呂市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例要綱

### 1. 改正理由

租税特別措置法、租税特別措置法施行令の改正に伴い、当該条例の一部を改正するものです。

### 2. 概要

(1) 引用している法及び政令の条項ずれに対応するため改正します。

(第2条関係)

(2) この条例は、公布の日から施行します。

(附則関係)